

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年11月24日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年11月24日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
参事	森本陽子		

説明のため出席した者

町長	吉田慎一	副町長	鈴木典秀
教育長	勝本真二	総務部長	中嶋敏純
企画財政部長	森川寛子	教育次長	山本昭彦
建設産業部長	日名子達也	住民福祉部長	栗山浩二
健康保険部長	志田純子	水道局長	辻田正行
総務課長	荒木秀一		

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和2年第4回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時30分

閉会 11時44分

○委員長（岩永政則委員）

それでは改めて、皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開催します。

12月1日招集の第4回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

初めに議長の挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。私だけかもしれないですが、1つチョッキを増やしてだいぶん寒くなったなという感じがしとりますけども、皆さんは、まだそう感じておられてないのではと思っております。今年も早いもので、1年があと1か月ぐらいで過ぎ去ろうとしておりますけども、今年は、正月早々コロナ感染症に振り回された状況の中で1年が過ぎたのではないかなと思っております。今のところ、また3波ということで感染が拡大しておりますけども、お互いに注意をしながら緊張感を持ってやっていければと思っております。さて令和2年第4回長与町議会定例会が始まるわけでございますけども、コロナの対応をしながら慎重に協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。終わります。

○委員長（岩永政則委員）

それでは次に、町長からの御挨拶をお願いします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今、議長から御案内がありましたように朝夕はめっきり冷えてまいりましたが、今年もコロナ、インフルエンザ等々もございますので、どうぞ御自愛をいただきたいと思っております。第4回定例会に係ります議会運営委員会をこうして開催していただいております。本当にありがとうございます。実は、ここで議員の皆さん方の一つお願いがございます。それは令和2年人事院勧告等に準じて、関連する条例の改正が必要となりますけれども、現在、国会では、その議案の審議をおる最中でございます。したがって、12月1日の基準日前に施行が必要ということのために、11月30日に改めて臨時会の開催をお願いしたいと思っておりますので、その件も併せてよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、まず令和2年第4回長与町議会定例会についてを議題といたします。

提出予定議案について、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回の定例会では議案を13件予定しております。その内容につきまして所管の部長

から説明をさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、まず総務部関係につきまして。

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

おはようございます。総務部所管につきまして御説明をいたします。議案が2件でございます。議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例でございます。本議案は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき町長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償責任の一部免責に関して所要の事項を定めるものでございます。次に、議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、職員の失職の例外に係る規定を新設するものでございます。

以上が総務部所管でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に企画財政部関係につきまして。

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様、おはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案について御説明をいたします。まず、議案第96号長与町基本構想の策定についてです。本議案は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本指針として、令和3年度から10年間の基本構想を策定するものです。次に、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）です。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,885万7,000円を追加し、補正後の予算総額を193億541万6,000円とするものです。

企画財政部は、以上2件でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に健康保険部関係につきまして。

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

皆さんおはようございます。今回は5件の議案を提出させていただいています。まず、議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の軽減基準について所要の改正をするものでございます。次に議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の特例について所要の改正を行うものでございます。次に議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、介護保険料の延滞金の特例について所要の改正を行う

ものがございます。次に議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関するものです。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、補正後の予算総額を5億3,935万3,000円とするものがございます。次に議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関するものです。既定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ508万5,000円を追加し、補正後の予算総額を35億285万6,000円にするものがございます。

以上の5件になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に建設産業部関係につきまして。

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

皆さんおはようございます。建設産業部では議案3件でございます。議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、中尾城公園内のスパイラルスライダーを今後使用しないことに伴い、スパイラルスライダーに関する規定を削除するものがございます。続きまして議案第94号町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、新規路線に伴う旧路線の廃止を行うものがございます。続きまして議案第95号町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、新規路線に伴う路線の認定を行うものがございます。また、先般御報告いたしました岡岬町営住宅駐車場において発生をいたしました物損事故に係るもので、和解が成立をし、また、専決処分を行ったものにつきましては、今議会中に専決処分の報告をさせていただくことと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

次に教育委員会関係につきまして。

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。教育委員会からは、議案第93号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の変更についての提出議案1件につきまして、御説明をいたします。本議案は、令和2年7月17日第1回臨時会で議決をいただきました長与北小学校校舎外壁改修工事の請負契約につきまして、1,150万500円を増額いたしまして、契約額を9,617万3,000円として請負契約の変更をいたしたく、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に一般質問の通告並びに請願等につきまして説明をさせます。

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。一般質問につきましては通告者11名、質問件数23件。通告者及び質問項目はお手元に配布のとおりであります。請願陳情についてはありません。

○委員長（岩永政則委員）

続いて委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは議案第87号、議案第88号、議案第97号。基本構想等調査特別委員会に付託するものは議案第96号。産業厚生常任委員会に付託するものは議案第89号から議案第92号、議案第94号、議案第95号、議案第98号、議案第99号。本会議即決につきましては議案第93号、以上、委員会の付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第93号ですけど7月って言いましたかね。臨時会で議案が提案されて議決した内容なんですけど、変更に伴う1,550万円の増額ということですが、例えば、当初入札をした事業所が、本来ならば入札決定されるようなところがあったのではないかなってという疑問も感じるんですけども、本会議即決でいいものか、どうなのか悩んでるところなんで。できれば委員会付託にしてもらって、そういう事情を。なぜ変更が必要で。本会議でも十分できるのかもしれませんが、そういう感じを受けるので配慮をお願いしたいなど、議論して協議をしていただきたいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

議案第93号につきまして、河野委員から本会議即決じゃなくして委員会への付託という案も出されましたけれども、皆さん方がいかがでしょうか。御意見ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

従来、この手の工事契約については、みんな本会議でやってるみたいなんです。委員会でする必要は、私はないと思ってるんですよ。だから、これは本会議で今までどおりされたらいかがかなと。そのときに十分にお尋ねになればいいわけですから、そういうことで、もし良かったらそっちの方向でいきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の方、ございません。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

従来、ずっと契約案件については本会議即決ということで来ておりますんで、今回は変更ということなんで本会議即決が妥当ではないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございません。それでは本会議即決ということが多いようでございますので、河野委員に御理解いただきたいと思います。

それではもう1回聞きますが、委員会付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定をいたします。続いて、会期日程案について説明をさせます。

富永議会事務局長。

○議会事務局長(富永正彦君)

それでは会期につきまして御説明を申し上げます。お手元に配布のとおりでございますが、会期につきましては、12月1日火曜日から12月11日金曜日までの11日間、1日火曜日が議長報告、行政報告、報告事項、議案上程は提案理由の説明まで。その後、全員協議会、そして一般質問3名を予定しております。2日水曜日、一般質問5名、3日木曜日、一般質問と議案審議、議案に対する質疑、付託または即決でございます。4日金曜日から委員会の付託案件審査に入りまして、5日土曜日、6日日曜日を休会、7日月曜日から9日水曜日までを付託案件審査、10日木曜日を予備日ということで予定をしております。そして最終日、11日金曜日に委員長報告と採決、以上でございます。

○委員長(岩永政則委員)

お諮りいたします。会期日程案については、ただいま事務局長からの説明がありましたとおりに決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって第4回定例会の会期日程につきましては、以上のとおりに決定をいたしました。その他について何か御意見ございませんか。ないようでございますので、以上をもちまして、令和2年第4回長与町議会定例会についてを終了いたします。

執行部の皆さん方、御退席を願います。ありがとうございました。

暫時休憩をします。

(暫時休憩)

○委員長(岩永政則委員)

それでは、休憩前に引き続き委員会を開催していきたいと思っております。11月9日に引き続きまして、本日も予算決算特別委員会についてを議題として、いろいろ協議をしていただきたいと思っております。前回、メリット、デメリットの一覧表を黒板に作りまして、事務局でまとめて印刷をいたしました。そういうことで、この件についてもう1回、再確認のために課長に説明をさせますので、確認をお願いしたいと思います。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長(青田浩二君)

11月9日に委員の方で出していただいた予算決算審査方法のメリット、デメリット

ということで、まず審査方式が、現行、全員で審査（特別委員会）分割付託、特別委員会（分科会方式）ということになっておりました。現行のメリットにつきましては、条例等の変更がない、総務なら総務、産業厚生なら産業厚生でまとまって審議ができる、条例に即している。デメリットとしては、こちら委員の解釈の違いがあるかと思うんですけども、条例に即していない、一般会計に全員が関われない、審査時間に偏りがあるということになっております。全員で審査（特別委員会）は、メリットとして全員が関われる。デメリットとして審査時間が掛かる、議論が偏る、毎回特別委員会の決議が必要になるということになっております。分割付託は、メリットが手続きが簡単、所管の審査に関われる。デメリットとして法的根拠が曖昧、議案一体の原則に反する。特別委員会（分科会方式）といたしまして、メリット、所管の審査に関われる。デメリットとして、毎回特別委員会の決議が必要になるということで、こちらは黒板に書いているそのものを写しております。それで、全員協議会に提出する際に変更したいと思うんですけども、まず、2段目の全員で審査（特別委員会）っていうのと、分割付託っていうの段を変えたいなと思って、現行、分割付託、全員で審査（特別委員会）特別委員会（分科会方式）ということで、そちらの方に変更して、もう1点が2段目の全員で審査（特別委員会）っていうのを特別委員会（全員で審査）に書き換えたいと思うんで御了承いただきたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

表の説明を確認の意味でしていただきましたけども、何かこれ違うんじゃないというような、あるいは、この前はこう言ったけども、ちょっと違うんじゃないかなとか、そういうものはございませんか。現行の中でメリットとデメリットに、条例に即していると即していないというのがありますが、これは問題ないんですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

これはこの前も言いましたように、地方自治法では予算ということで、210条で総計予算主義の原則ということで「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」となってるわけですよ。そしてこの予算編成権、決算の権限は町長にあるわけですよ。これも第149条「普通地方公共団体の長は、次の事務を担当する」。「予算を調製し及びこれを執行すること」、それから「会計を監督すること」と明確に謳われているんですね。そしてそれに基づいて「普通公共団体に会計管理者一人を置く」と、「会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる」となってるわけですね。会計管理者は決算を扱うとなっております。こういう法律の趣旨を受けて、長与町では事務分掌ということで各課の職務を決めています。長与町組織規則がホームページに載っております。これに基づいて財政課が予算を編成する。それから会計課が決算を扱うとはっきり書いてあるわけですね。総務部とか、ほかの部は何も書いてないんですよ。

今まで我々がしてきたのは、あくまでも補助説明ということで各委員会で出席していただいてるわけです。そういう趣旨ですから、全くこれは理に適ってる、現行は理に適ってるんですよ。それともう一つ、委員会中心主義ということで、委員会は専門的かつ効率的にやっていくってということで常任委員会を設けてるわけです。少数で効率的にやっていこうというのが現行の趣旨なんです。そういうのがあって、全く条例に則しているわけです。本当に合理的に現行の制度はなってるわけです。理に適ってるわけです。これを条例に反すると言ったらおかしいことになりますよ。このデメリットっていうのは一般会計に全員が関われないと、これは事実でしょう。ここまで私も否定はしませんけども。条例に則してないと言うのが、これは甚だ間違いですよ。これは断言します。だから、そこの辺りをもう少し議論をしていただきたい。そこは大きなところですよ。はっきりさせてた方が良くないですか。メリット、デメリットで相反することが出てるわけだから。そこはきちっと整理をされた方がいいんじゃないですか。そう私は思います。そしてメリットとしては「まとまって審議できる」のほかに「効率的に運営している」というのを一筆書いていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

予算決算審査方法のメリット、デメリット一覧表の中に、現行の一番上段の欄のメリットのところ、もう一つ追加をするということで行きたいと思います。内容は「効率的に運営できる」という表現をここの中に挿入をするということ整理させていただきたいと思います。別紙にこれを差し上げておりますが、前回はごく簡単に事務局で作っていただきまして、これにこれを添付して、それから今日の内容は整理をしまして、併せて12月1日の全協に報告したいと予定をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。それではこの一覧表につきましては、これで終わりたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

以上で一覧表につきましては終了をいたしまして、内村委員からの意思表示もあっておりましたので、どちらがどうなのか、委員として意思表示をいただければと思います。内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は、基本的には常任委員会で対応すべきだろうと思います。特別委員会ではなくて。なぜかと言うと、毎年一般会計予算というのは出てくるわけですよ、毎年ね。特別委

員会をすると、デメリットに毎回特別委員会の決議が必要になってくるわけですね。だから特別委員会にする理由はないんですよ。常任委員会で対応すればいいと、基本的にはそういう考え方です。そういう考え方で今後詰めていかれたらどうでしょうかということ。そして、現行は常任委員会でなってるんですけども、現行の方式っていうのは先程説明したように、法律上、本当に理に適ったやり方をやってるわけですよ。分割付託は法的根拠があいまいということで、これも常任委員会方式でしょうけども。私は、基本的には常任委員会方式で対応すべきだろうと思います。だから、それに沿って今後議論を進めていけばいいのかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は、この間ずっと議論してきました予算決算特別委員会っていうのを設置して、分割方式が一番望ましいのかなと思われま。ただ、まだまだ議論が十分まとまってない中では、とりあえずは分割付託も視野に入れて、今の予算決算の審査方法を全員が関わられるような形でやるべきだと、所管の審査が行われるような状況を作っていくべきだと思います。先程、内村委員からは恐らく分割付託も視野に入れた話をされたんじゃないかなと思いますけども、特別委員会は設置の方法もいろいろあると思うんですよ。前回、議論したかどうかはあれなんですけど、一度決議をして、一年間は予算決算特別委員会が終わるまで審査できるということになると、毎回とは限らずできるという状況もありますし、また、今の県下の議会の流れを見ても特別委員会なり、分割付託なりの対応をされてますんで、長与町もそういう審査方法に切り替える時期ではないかと思います。仮に分割付託審査をやったにしても、前から議論されてる特別委員会での審査も一度やってみてはいいんじゃないかなと。どちらが良かったかと。皆さんが参加してスムーズにいく方法を選択していく方向がいいんじゃないかなと。ですから結論的に言いますと、特別委員会の方が望ましいですけども、分割付託の方法でも審査がそういう形で行われれば、一度経験できればスムーズにいくんじゃないかなと思いますんで、どちらかの選択でお願いしたいと思いました。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私は以前から申し上げているとおりに、特別委員会を設置した上で分科会方式での審査がよろしいんじゃないのかなと思っております。そして今回この表の中に、デメリットで毎回特別委員会の決議が必要になるというようなことで示されておりますが、ここについても河野委員が言われたように、設置の決議を一定期間とって、例えば1年スパンをとれば、そんなにデメリットになるような状況にはならないのかなって考えております。以上が特別委員会の理由でございます。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私も前回、話をしたかと思いますが、初めは特別委員会での審議もと思っておりましてけれども、現実的なことを考えますと法的根拠があいまいということではありますが、分割付託方式で審議を変更されたらいいんじゃないかと思いますが。ただ、今現在、一般会計予算が総務であって、駐車場以外の特別会計が産業厚生になっておりますので、この方法を導入するに当たっては、委員会の再編も必要であると考えております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は初めから一貫して申し上げてるんですけど、現行で何か今まで不具合があったかって言ったら、別にあってないんですね。それと特別委員会をする目的というのが、非常に不明瞭な感じがします。それでも、今まで審議をした中でいろいろ勉強させていただいたんだけど、所管が所管をするということは1回考える必要があるなという部分は未だにまだ持ってます。ですから申し訳ないんだけど、基本的には現行で何ら問題ないなど。しかしながらそういう所管を考えると、分割方式も少し視野に入れてもいいなという玉虫色の意見で申しわけないんだけど、そういう意向です、今はですね。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれ意見を最終的な表明として、時と場合によって変更もあり得るわけで、今日の時点ではそういう意見がございましたけども、前々回申し上げましたけども、これだけ委員会で資料収集等も含めて充実をした委員会審議は無かったんじゃないかなと、過去の経緯を踏まえても自負してもいいんじゃないかなという、そういう感じをもっております。いろんな資料も事務局に収集をいただいて、頭の整理もそれぞれできてまいりまして、本当に良かったなと思いますが、この辺りでもう12月になりましたので、一定の方向をみんなでお互い理解をし合って、いい方向を見出していければと考えて来たわけですけども、もう少し協議をしますか、どうしますか。意見交換します。休憩をとって意見交換するならばの方がいいのかなという感じを持っていますけども、あまり必要ございませんか。休憩して意見交換しましょうか。

それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

各委員からの意見もお聞きをいたしまして、私から一つの提案をさせていただきますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。もう1回言いますが、各委員の意見もお聞きをし、一定の基本方向として分割方式を提案させていただきます。そして細部につ

いては今後詰めて、全協へ報告して、みんなの意見を聞きながら細部については詰めていくという考え方で提案させていただきたいと思いますが、同調いただけでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは御同意をいただいたということで整理をさせていただきたいと思います。

なお、これをもって12月1日の全協に報告をして、御意見を再度聞いて早目に、議会もありますけども12月中に1回は委員会を開催できればいいなと考えておりますので、忙しい中と思いますけども、よろしく御協力をいただきますようお願いをしたいと思います。別にございませんか、今日は、いいでしょうか。それではそういうことでこの件についてはこれで終了したいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。その他の件で何かありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

突然ですいませんけども、核兵器禁止条約の署名批准国が50か国を超えたということで、来年1月には条約が施行されるということで、長崎市議会も政府に対して署名批准を求める意見書を提案して、賛成多数で可決されたんですけども、長与町も被爆地として是非そういう意見書を提案したらどうかなということを是非議論していただければと。できれば議運の発委で提案していただければ、スムーズに皆さんの賛同も得られるんじゃないかなということでの提案です。よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

核兵器の関係のようですが、何か資料はあるんですか。資料があるようですので、お配りをして見ていただけますか。取り扱いは今から協議をしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。河野委員から提案をされました核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について、いろいろ意見を求めたんですが合意に至らなかったようでございますので、これで終了したいということで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように取り扱いをいたします。

以上をもちまして本日の議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時44分）